

高砂市地域活動支援センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の自立を図るとともに、生きがいを高め、社会参加を促進することを目的として、高砂市地域生活支援事業に関する規則（平成18年高砂市規則第44号）第3条第5項に規定する事業として地域活動支援センター運営事業を行う法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則16号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

(補助金交付の対象)

第2条 この補助金の対象は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第9号に規定する事業で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）に基づいて地域活動支援センター運営事業を実施する法人に対して交付する。

2 地域活動支援センター運営事業を開始し、第8条に規定する補助金の交付申請を行う法人は、高砂市地域活動支援センター運営事業開始届出書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に届出するものとする。

(地域活動支援センターの区分)

第3条 地域活動支援センター運営事業は、地域生活支援事業実施要綱（平成18年 障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する基礎的事業とその機能を充実・強化する機能強化事業に区分する。

(基礎的事業の要件)

第4条 基礎的事業に関する補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 法人格を有する法人で、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条に規定する第2種社会福祉事業の届出及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第4項に規定する届出を監督官庁へ行っていること。
- (2) 事業の内容は、障害者の障害の程度、特性、能力に応じた創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うこと。
- (3) 利用対象者は、市内に住所を有する障害者等であること。
- (4) 1日当たりの実利用人員は、概ね10人以上であること。
- (5) 開設日数は、原則として週5日以上であること。
- (6) 開設時間は、目安として1日当たり6時間以上であること。
- (7) 指導員は、適切な訓練及び指導を行う能力を有する者を2名以上配置し、うち1名は専任者であること。
- (8) 事業の実施に当たっては、利用者の保健衛生及び安全の確保に十分留意したものであること。

(機能強化事業の要件)

第5条 機能強化事業に関する補助の対象となる事業は、前条各号に規定する要件を満たすもので、次の各号に掲げる類型ごとに定める事業形態の要件を満たすものでなければならない。

(1) 機能強化事業のI型に定めるもの。

- (ア) 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する

ものとし、併せて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に規定する相談支援事業を実施すること。

(イ) 基礎的事業による職員のほか、1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とすること。

(ウ) 1日当たりの実利用人員が概ね20名以上であること。

(2) 機能強化事業のⅡ型に定めるもの。

(ア) 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行うものであること。

(イ) 基礎的事業による職員のほか、1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とすること。

(ウ) 1日当たりの実利用人員が概ね15名以上であること。

(3) 機能強化事業のⅢ型に定めるもの。

(ア) 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていること、又は自立支援給付に基づく事業所に併設して実施していること。

(イ) 基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とすること。

(ウ) 1日当たりの実利用人員が概ね10名以上であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、別表1及び別表2に定める地域活動支援センター運営事業に必要な経費とする。

(補助額)

第7条 補助金の交付額は、次に定める各号の額とする。ただし、それぞれの額に千円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

(1) 基礎的事業の補助金の額は、別表1に定める対象経費の額と基準額とを比較して少ない方の額とする。

(2) 機能強化事業の補助金の額は、別表1に定める基準額により算出した額とする。

(3) 利用者の交通費補助金については、別表2に定める額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする法人は、高砂市地域活動支援センター運営事業補助金交付申請書(様式第2号)に必要書類を添えて市長に申請するものとする。

(補助金交付の決定等)

第9条 市長は、前条の書類を受理したときは、これを審査し、適当であると認めたときは、高砂市地域活動支援センター運営事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該法人に対し交付決定の通知をするものとする。

(変更等の承認申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた当該法人は、補助事業の内容・経費その他申請に関わる事項に変更を生じたとき又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、高砂市地域活動支援センター運営事業変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第11条 当該法人は、補助事業が完了したときは、速やかに高砂市地域活動支援センター運営事業実績報告書(年次)(様式第5号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 当該法人は、毎月10日までに前月の事業実績について高砂市地域活動支援センター運営事業実績報告書(月次)(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 当該法人は、本市の利用者又はその家族からの苦情を受けた場合は、その都度市長へ報告するものとする。

4 当該法人は、本市の利用者に対するサービスの提供により事故が発生したときは、速やかに市長へ報告するものとする。

(補助金交付決定の取消等)

第12条 市長は、当該法人が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すとともに、補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を目的外の用途に使用したとき。

(3) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(帳簿等の整備)

第13条 当該法人は、補助に係る事業の収支を明らかにした帳簿を整え、収支についての証拠書類を整理し、事業終了後5年間保存しなければならない。

(調査)

第14条 市長は、必要があると認めたときは、当該法人に対し、報告を求め、又は市職員に調査を行わせることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1

	対 象 経 費	基 準 額						
基礎的事業	次に掲げる対象経費の実支出額×市内在住者月利用延人員／月利用延人員 1. 指導員等の人件費（報酬、報償費、給料、職員手当等、社会保険料及び賃金） 2. 旅費 3. 需要費（消耗品費、印刷製本費、指導用材料費、燃料費、光熱水費、修繕費、飼料費、医薬材料費等） 4. 役務費（通信運搬費等） 5. 使用料（建物賃借料等）	神戸市外に設置の場合 1 次の①と②の合計額 ①管理費 5,313,600 円×開設月数÷12×市内在住者月利用延人員／月利用延人員 ②事業費 8,330 円×月利用延人員（ただし、1月あたり20名を限度とする。）×市内在住者月利用延人員／月利用延人員						
		神戸市内に設置の場合 96,890 円×市内在住者月利用延人員						
機能強化事業	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">基準額</td> <td style="text-align: center;">基準額</td> <td style="text-align: center;">基準額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Ⅲ型 150万円</td> <td style="text-align: center;">Ⅱ型 300万円</td> <td style="text-align: center;">Ⅰ型 600万円</td> </tr> </table> （基準額×開設月数÷12×市内在住者月利用延人員／月利用延人員）	基準額	基準額	基準額	Ⅲ型 150万円	Ⅱ型 300万円	Ⅰ型 600万円	
基準額	基準額	基準額						
Ⅲ型 150万円	Ⅱ型 300万円	Ⅰ型 600万円						

※月利用延人員とは、各月の利用人員を合計した数をいう。

(注)

1. 開設月数は、月の初日開設月から起算する。（1日開設は当該月から、2日以降開設は翌月から起算する。）
2. 基礎的事業の補助基準額は、県補助要綱が改正された場合にはそれに準じる。
3. 基礎的事業の開設月数は、月初日利用者がいない月（本市以外の市町を含む）は、開設月数に含まないものとする。
4. 機能強化事業の開設月数は、本市利用者がいない月は、開設月数に含まないものとする。
5. 上記の場合の月利用延人員は、開設月の各月の利用人員を合計した数とする。
6. 機能強化事業の月利用延人員が、開設月数に10を乗じた数に満たない場合、開設月数に10を乗じた数とする。
7. 利用人員とは、月平均5日以上又は年間60日以上利用している者を対象とする。
 <例> 6ヶ月の開所 → 月平均5日以上又は年間30日以上利用している者を対象
8. 利用者が他の支援制度等を併用する場合は、当該利用者の事業所での支援内容が代替不能で計画的である場合に限り、週当たりの利用日数等に応じて按分し、利用延人員として算入することができる。
 <例> 週に2日の利用 → 2/5 (0.4人) を利用延人員に加算
 なお、月ごとに利用人員に小数点以下の端数がある場合は、切り上げる。

